

富山県立大学大学院工学研究科入学者選抜規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学大学院工学研究科入学者の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学者試験の実施等)

第 2 条 富山県立大学大学院工学研究科入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）は、学長を補佐し、入学試験の企画、実施の総括及び運営に当たる。

(会議)

第 3 条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、入学試験の企画及び実施の円滑適正を期するため、委員会の会議を招集するものとする。

(報告)

第 4 条 委員長は、前条の会議及び入学者選抜業務に関する記録を作成し、その経過及び結果を、文書をもって学長及び入試・学生募集部長に報告しなければならない。

(専門委員)

第 5 条 入学者の選抜について委員会の職務を分担させるため、委員会に、専門委員として学力検査委員を置く。

2 前項の専門委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の専門委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学力検査委員)

第 6 条 学力検査委員は、学力検査教科目ごとの学力検査問題の作成及び答案の採点並びに面接等に関する事務を分掌し、その結果を整理して、委員会に提出する。

2 学力検査委員は、主査及び委員とし、主査は、分掌事務を総括する。

3 主査は、原則として教授のうちから、学長が任命する。

4 委員は、若干人とし、学長が任命し、又は委嘱する。

(欠格事由)

第 7 条 任期中に本学大学院への入学を志願する者が配偶者又は二親等以内の親族にある教職員は、第 5 条第 1 項に定める委員に就くことができない。

(合格者の原案作成)

第 8 条 合格者の原案の作成に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(合格者の決定)

第 9 条 学長は、合格者の原案を工学研究科委員会に提出し、その意見を聴き、合格者を決定する。

2 学長は、前項に規定する合格者の決定後、これを速やかに教育研究審議会に報告する。

(細則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。